

# 一般社団法人日本造血細胞移植学会 賞等選考委員会 規約

## 第1条（目的）

一般社団法人日本造血細胞移植学会賞等選考委員会（以下「賞等選考委員会」という。）は、造血細胞移植医療の発展に著しく寄与した医師・コメディカルの功績を讃えるとともに、造血細胞移植に関する学術的功績を評価することで、今後の研究の発展および造血細胞移植医療の向上に寄与することを目的とする。

## 第2条（事業）

本委員会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 造血細胞移植功労賞の授賞対象者の選考
- 2) 日本造血細胞移植学会学会賞の授賞対象者の選考
- 3) その他理事会の指定する賞の授賞対象者の選考

## 第3条（授賞方針）

賞等選考委員会が受賞対象者を選考する造血細胞移植功労賞および日本造血細胞移植学会学会賞ならびにその他理事会の指定する賞の授賞方針、選考対象等については別に定める。

## 第4条（委員および委員長、副委員長）

委員長は理事の中から理事会で選任する。副委員長および委員は原則、評議員の中から選出し、理事会の承認により決定し、社員総会に報告する。

## 第5条（委員および委員長、副委員長の任期）

委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。委員長および副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度として再任を妨げない。委員の改選は半数ずつ行う。任期途中の退任にともない新たに就任する委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第6条（会議）

賞等選考委員会は定期的に会議を開催、もしくは電子メール等にて連絡を図り、事業の円滑な遂行をはかる。

## 第7条（規約の発効）

本規約は平成30年10月5日をもって発効する。

付則

平成30年10月5日施行